

自己資本の充実の状況等について

① 自己資本調達手段の概要

(詳細につきましては、P.57をご参照下さい。)

損失吸収能力の強化や過度のリスクテイク抑制等、金融機関の健全性を維持するために導入された新たな規制の枠組みであるバーゼルⅢは、自己資本の額について、コア資本に係る基礎項目から、それ等に関する調整項目を控除したものと定義しております。当金庫の2024年3月末に於けるコアの資本額は、主に当金庫が自ら積み立てた内部留保の額等と、地域のお客様からの出資金で構成された基礎項目の額から、無形固定資産や前払年金費用等の調整項目の額を控除したものです。

② 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(詳細につきましては、P. 58をご参照下さい。)

当金庫は、これまで内部留保による積み上げを行なうことで自己資本を充実させ、十分な経営の健全性・安全性を確保してまいりました。また、将来の自己資本充実策につきましても、年度ごとの収支計画に基づいて策定されます業務推進計画の達成に邁進し、その結果として得られる利益の中から資本を積み上げることを、第一義的な資本増強策と位置付けております。

③ 信用リスクに関する項目

(詳細につきましては、P.59～60をご参照下さい。)

(イ) リスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク」とは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことを言います。当金庫では、管理すべき複数のリスクの中で、「信用リスク」は最も重要なリスクの一つであると認識しており、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「融資規程」や「信用リスク管理要領」を制定して、全ての役職員に理解と遵守を促すとともに、「信用リスク」を確実に認識、把握する管理態勢を構築しております。また、「信用リスク」の評価、管理の手段である自己査定につきましても、「自己査定規程」をはじめとする当金庫規程に基づいて厳格に実施しており、適正な償却・引当による貸出資産等の実態を把握・管理しております。さらに自己査定の結果は、小口多数取引の推進によるリスクの分散、債務者区分別・業種別・特定顧客別等を基準とする与信集中リスク

の回避策にも活用しております。

尚、一連の「信用リスク」管理の状況につきましては、毎月のリスク管理委員会やALM委員会で報告・協議・検討を行っており、経営陣への報告態勢も構築しております。又、貸倒引当金につきましては、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当の基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正かつ厳格な計上に努めております。

(ロ) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等につきましては、投資有価証券について、国内有価証券には「R&I」と「JCR」の何れかを、外国有価証券については「Moody's」と「S&P」の何れかを採用することを基本としている以外、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ・ R&I (株式会社格付投資情報センター)
- ・ JCR (株式会社日本格付研究所)
- ・ Moody's (ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク)
- ・ S&P (S&Pグローバル・レーティング)

④ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(詳細につきましては、P.61をご参照下さい。)

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保・不動産担保・有価証券担保・保証などがそれに該当します。当金庫では、融資案件の取上げに際し、資金使途・返済原資・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から与信の可否を判断しており、各種の担保や保証による保全措置は、あくまで補完的な位置付けと認識しております。そのため、担保又は保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢を明確にする目的で、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」や「経営者保証に関するガイドライン」に則り、経営者保証に過度に依存しない融資の一層の促進に努めております。但し、与信審査の結果、どうしても担保又は保証が必要と認められる場合においては、お客様への十分な説明とご理解を求めたうえの契約を行う等の適切な取扱いを遵守するよう努めております。なお、当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・不動産・有価証券等、保証には、人

的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等がありますが、その手続きにつきましては、金庫が定める「貸出事務取扱要領」に基づく、適切な事務取扱い及び適正な評価を行い、お客様への十分な説明とご理解を頂いた上で、ご契約いただく等適切な取扱いに努めております。

また、手形貸付・割引手形（電子記録債権割引を含む）・証書貸付・当座貸越・債務保証等の取引において、お客様が期限の利益を失われるような事態が生じた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この場合、金庫が定める「貸出事務取扱要領」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認の上、信用リスク削減方法の一つとして、事前の通知や諸手続きを省略して当該貸出等取引により生じた債権に充当いたします。なお、パーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法の対象には、適格担保としての自金庫預金積金・保証等が該当しますが、そのうち保証に関する信用度の評価につきましては、政府関係機関、しんきん保証基金等の民間保証会社が保証している保証債権について、保証される部分に限り、保証先のリスク・ウェイトを適用しております。又、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しましては、特に業種やエクスポージャーの種類に過度に偏ることがないように、分散にも配慮しております。

5

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（詳細につきましては、P.61～62をご参照下さい。）

当金庫はオリジネーターとして、2019年3月に株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という）が組成した「シンセティック型CLO」に参加し、当金庫の複数の事業者向け貸出債権（原債権）を証券化しております。原債権については、当金庫の自己査定基準に従って、事後的モニタリングを実施し、原債権の債務者の債務不履行発生等（CDS契約におけるクレジット・イベントの発生）の際、関係者に必要な報告を行う等、他の貸出金等と同等に与信管理を適切に行うことで個別債務者の信用リスクを管理しております。本派生商品取引は、取引の相手方である公庫が支払不能になることにより損失を被る可能性がある信用リスクが内包されています。なお、長期決済期間取引は該当ありません。

（注）「シンセティック型CLO」とは、証券化対象債権を譲渡（オフ・バランス化）せず、「クレジット・デフォルト・スワップ契約」という一種の損失補償契約により当該債権のデフォルトリスクだけを他に移転する証券化取引です。

6

証券化エクスポージャーに関する事項

（詳細につきましては、P.62をご参照下さい。）

（イ）リスク管理の方針及び手続の概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や、企業が保有する不動産などの資産価値を裏付に証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。一般的には、証券の裏付となる原資産の保有者である「オリジネーター」と、証券を購入する側である「投資家」に大別されますが、当金庫におきましては、2024年3月末において、双方とも該当する有価証券の保有はございません。また、当該証券投資に係るリスクの認識につきましては、市場動向・裏付資産の状況・時価評価・適格格付機関が付与する格付情報などによりその状況を把握し、適切なリスク管理に努めることとしております。なお、証券化商品への投資は、有価証券に係る投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定し、取引にあたっては当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行うこととしております。

（ロ）証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

（ハ）証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

（ニ）証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等につきましては、「投資家」としての立場で保有する受益証券に対して、国内のものについては「R&I」と「JCR」の何れかを、外国のものについては「Moody's」と「S&P」の何れかを採用することを基本としている以外、適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・ R&I（株式会社格付投資情報センター）

- ・JCR（株式会社日本格付研究所）
- ・Moody's（ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク）
- ・S&P（S&Pグローバル・レーティング）

7 オペレーショナル・リスクに関する項目

（詳細につきましては、P.58をご参照下さい。）

（イ）リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、オペレーショナルリスクについて、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等を含む幅広いリスクと捉え、管理体制や管理方法に関する基本方針を定めたうえで、確実にリスクを認識・評価しております。これらのリスクに関しましては、必要に応じてリスク管理委員会と協議・検討を行うとともに、経営陣への報告態勢も整備しております。

（ロ）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

（詳細につきましては、P.63をご参照下さい。）

上場株式・上場優先出資証券・株式関連投資信託等に係るリスクの認識につきましては、日次ベースでの時価評価に加え、毎月末時点で「VaR」の手法を用いたリスク量の計測によって、最大予想損失額を把握し、自己資本額の一定割合を基準に定めた許容リスク上限額の範囲内にあるかどうかの検証を行うとともに、定期的に常勤理事会に代表される経営陣への報告を行っております。

一方、非上場株式等上記以外につきましても、その状況について、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「余資運用基準」及び「同細則」、及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

9 銀行勘定における金利リスクに関する事項

（詳細につきましては、P.63をご参照下さい。）

（イ）リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利が変動することによ

て、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいい、当金庫におきましては、定期的な計測・評価を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクや、金利更改等を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度などについて、ALM委員会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

（ロ）内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。

そのうち、流動性預金の満期の認識については

（ア）過去5年の最低残高

（イ）過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高

（ウ）現在高の50%相当額

以上3つのうち、最小の額を上限としたものをコア預金（平均期間2.5年）と認識し、金利リスクを算定しております。

（ハ）金利リスク

定量的事項で開示している金利リスクは、金利ショック下の銀行勘定の現在価値変動（ Δ EVE）を示しています。

バーゼル規制第二の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）として、過度に金利リスクを取っている金融機関を抽出するための「重要性テスト」があります。これは金融庁指定のシナリオに基づく Δ EVEのコア資本に対する比率を算定し、金融庁が結果をモニタリングするもので、当庫の Δ EVEについては、金利上昇時に現在価値が減少し、指定のシナリオのうち上方パラレルシフトの Δ EVEが最大値となります。